

令和 7 年版 再犯防止推進白書 (概要)



令和 7 年 1 2 月

法 務 省

- 再犯防止施策を一層推進するために、民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、

「民間協力者を積極的に開拓し、より一層の連携を図る。」

ことを第二次再犯防止推進計画に明記【施策番号71】

再犯防止分野における民間協力者の役割の重要性がますます大きくなっている中、近年、民間企業等をはじめとした、より多様な関係者（ステークホルダー）との連携が求められている。

⇒再犯防止分野に新たに参画いただいている企業及び団体の先駆的な取組を紹介

事例1 丸善雄松堂株式会社

- 「社会を明るくする運動」に関する広報協力及び再犯防止に関するシンポジウムを法務省と共催

事例2 一般社団法人Arc & Beyond

- ソニーのグループ企業が開発したプログラミングツール「MESH™」を活用した教育プログラムを全国の少年院で展開

事例3 株式会社日本政策投資銀行

- 法務省が実施した民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式による非行少年への学習支援事業において、共同事業体に対する資金提供者として関与

事例4 静岡市

- 再犯防止分野に理解のある市民を増やすことを目的として、令和5年度から「再犯防止に関する支援者養成講座」を実施

- 事例で取り上げた企業等をはじめとした新たなステークホルダーの参画は、再犯防止施策の裾野を広げ、より多くの人々に再犯防止への関心を持っていただくきっかけとなり得る。

新たに関心を持った企業や市民が再犯防止分野の輪に加わることで、「地域による包摂の推進」がより強固なものとなる。

⇒「安全・安心な社会」の実現に一層近づくものと考えられる。

第1章 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

●就労した者の離職防止及び離職した者の再就職支援の充実

・少年院退院者等からのメールによる相談受付システムの導入【少年院】

●農福連携に取り組む企業・団体やソーシャルビジネスとの連携

・「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」に基づく、犯罪をした者等の就農意欲の喚起等に向けた取組の推進【法務省・刑事施設・少年院・保護観察所・農林水産省】

第2章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

●適当な帰住先のない高齢者又は障害のある者等への支援等の充実

・矯正施設、更生保護官署、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化【法務省・厚生労働省】

●効果的な入口支援の実施

・勾留中の被疑者に対する生活環境の調整を実施【保護観察所・検察庁】

●薬物依存の問題を抱える者への支援等の充実

・再犯リスクを踏まえた効果的な指導等の実施【刑事施設・少年院・保護観察所】

・増加する大麻事犯に対応した処遇等の充実【法務省・刑事施設・少年院・保護観察所・厚生労働省】

第3章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

●地域における非行の未然防止等のための支援の充実

・東京、大阪、名古屋の各少年鑑別所に「地域教育支援調整官」を設置【少年鑑別所】

●矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実

・全ての少年院において、希望する在院者に対して高等学校教育の機会の提供を開始【少年院】

第4章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

●発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等の充実

・発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業を実施【刑事施設】

●犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等

・受刑者・在院者の矯正処遇等において、被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用を実施【刑事施設・少年院・保護観察所】

第5章 民間協力者の活動の促進等のための取組

●持続可能な保護司制度の確立に向けた検討

・持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会の開催、報告書の取りまとめ【法務省】

第6章 地域による包摂を推進するための取組

●地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

・国及び都道府県の取組として「地域再犯防止推進事業」の実施【法務省】

●更生保護に関する地域援助の推進等

・犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぼ」を設置【保護観察所】

・刑執行終了者等に対する援助の実施【保護観察所】

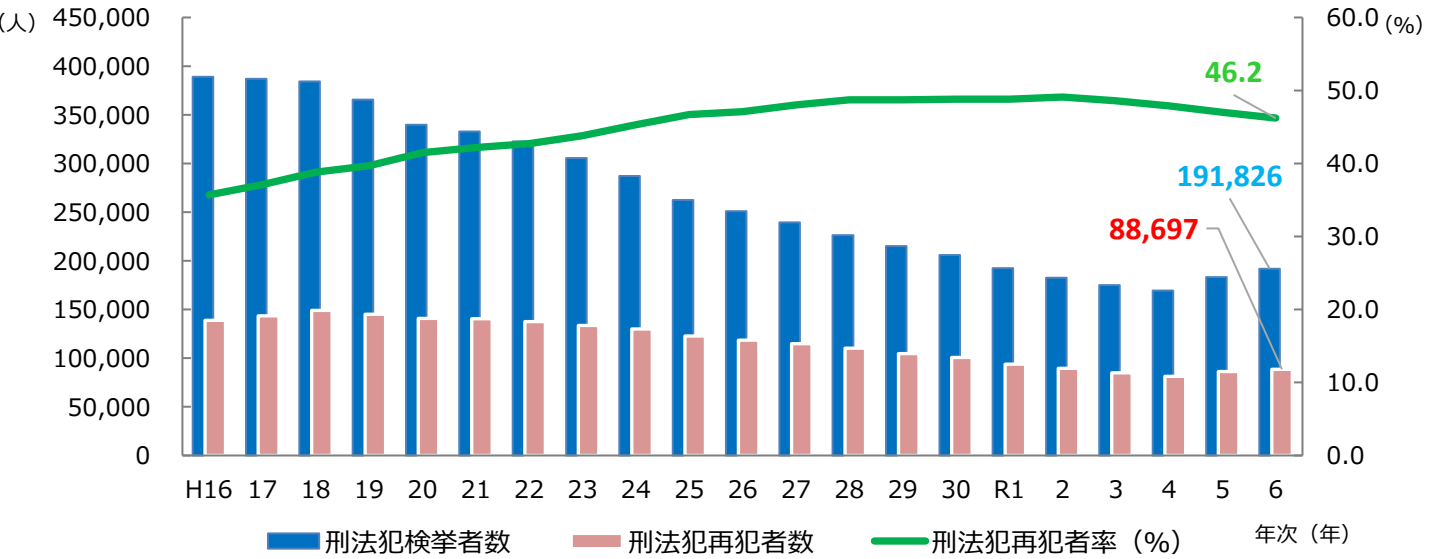
第7章 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

●広報・啓発活動の推進

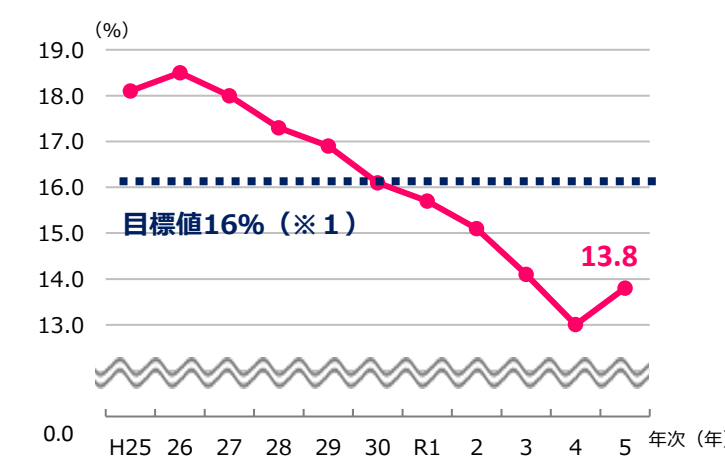
・全国8ブロックにおいて再犯防止シンポジウムを開催【法務省】

再犯の防止等に関する施策の成果指標

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



出所受刑者の2年以内再入率



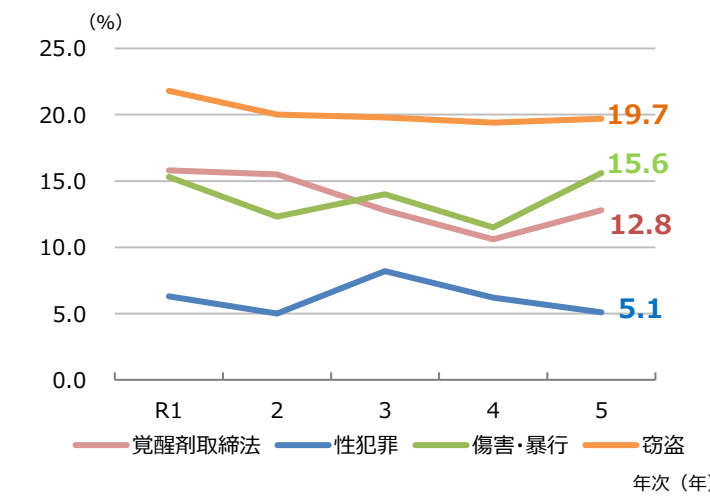
(※ 1) 「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)
数値目標：2年以内再入率を令和3年までに16%以下にする

(※ 2) 出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。

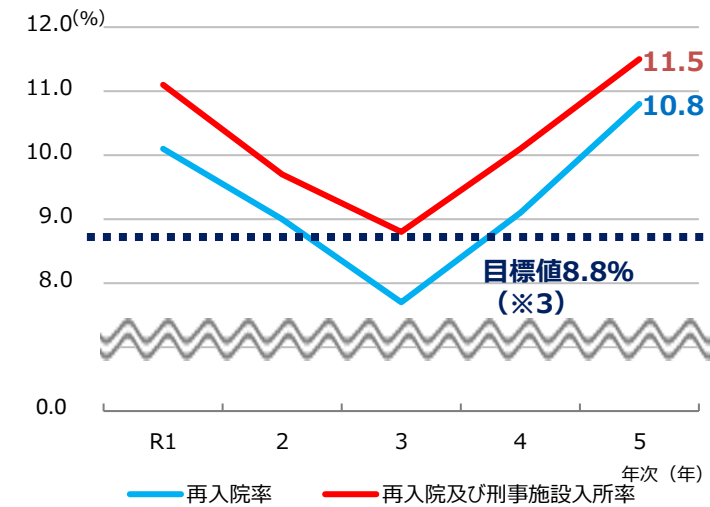
出所事由別2年以内再入率(2年以内再入者数)

		満期釈放等(※2)	仮釈放
出所年次(年)	R1	23.3%(1,936)	10.2%(1,189)
	2	22.6%(1,749)	10.0%(1,114)
	3	21.6%(1,504)	9.3%(1,011)
	4	20.2%(1,306)	8.6%(912)
	5	20.8%(1,249)	9.6%(979)

主な罪名別2年以内再入率



少年院出院者の2年以内再入院率、再入院及び刑事施設入所率



(※ 3) 「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)
数値目標：2年以内再入率を令和3年までに8.8%以下にする